

京都府立医科大学共同研究講座規程

平成 22 年 6 月 1 日
京都府立医科大学規程第243号

(趣旨)

第1条 京都府立医科大学における共同研究講座の設置については、他に本大学規程で定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 共同研究講座は、産業界からのニーズに応え、かつ広く社会に貢献できる研究テーマについて、本学と民間機関等の双方が有する知恵と技術を持ち寄り、共同してプロジェクトの拠点を形成し、もって本学の研究の進展、充実及び多様化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間機関等 会社法(平成17年法律第86号)等に基づく会社、地方公共団体、民法(明治29年法律第89号)等に基づく公益法人一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づく一般社団法人及び一般財団法人等外部の機関等をいう。
- (2) 共同研究機関 この規程により、共同研究講座において共同研究を行う民間機関等をいう。
- (3) 所属長 各科目等又は中央研究室の教授、科目責任者又は研究部長等の責任者をいう。
- (4) 知的財産権 知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に定める権利をいう。
- (5) 有期雇用職員 京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則(平成20年京都府公立大学法人規則第4号)に基づき、期間を定めた労働契約により雇用する教職員をいう。

(設置の申込)

第4条 共同研究講座の設置に係る申込をしようとする民間機関等の長は、共同研究講座申込書(別記第1号様式)により所属長に協議するものとする。

2 所属長は前項に係る協議があり、その内容が本学の研究等の進展及び充実に有益であると認めた場合、共同研究講座の概要(別記第2号様式)を添付してリエゾンオフィス室長に申し込み、リエゾンオフィス委員会での審議を求めるものとする。

3 リエゾンオフィス室長は、前項の申込を受けた場合、リエゾンオフィス委員会での審議に基づき、この申込の受入の可否について意見を付して学長に具申するものとする。

る。

- 4 学長は前項の具申を受けた場合は、教育研究評議会に提議し、教育研究評議会は当該講座設置の可否を決定するものとする。
- 5 学長は、前項の決定が行われた場合は、申込者に対しその結果を通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 前条により共同研究講座の設置が決定したときは、別に定める契約書により共同研究機関と契約を締結し、当該共同研究講座の設置のための手続をとるものとする。

(名称)

- 第6条 共同研究講座には、当該共同研究講座における研究等の内容を示す名称を付するものとする。
- 2 共同研究講座の名称について、共同研究機関から申し出のあった場合は、共同研究機関が明らかになるような字句を付加することができる。

(存続期間等)

- 第7条 共同研究講座の存続期間は、原則として2年以上5年以下とし、各年度の末期を終期とする。ただし、これを更新することができる。
- 2 所属長は、各年度ごとに研究の成果の取りまとめを行い、学長に講座の活動実績を報告するものとする。
 - 3 共同研究講座における重要な内容等の変更がある場合及びその存続期間を更新する場合の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

(講座の構成等)

- 第8条 共同研究講座には、少なくとも教授、准教授、講師又は助教に相当する者1名の教員を置くものとする。
- 2 前項により置かれる共同研究講座を担当する教員（以下「共同研究講座担当教員」という。）の名称は、教員が兼ねる場合を除き、教授（共同研究講座）、准教授（共同研究講座）、講師（共同研究講座）又は助教（共同研究講座）とする。
 - 3 共同研究講座担当教員は、教員が兼ねる場合を除き、京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則に規定する有期雇用教職員とし、その契約期間は一の事業年度内とする。なお、契約期間は更新することができるが、当該共同研究講座の継続する期間を限度とする。
 - 4 所属長は、共同研究講座において教授に相当する教員を置こうとする場合は、その旨を学長に申し出るものとし、学長はこれを教育研究評議会に提議する。
 - 5 教育研究評議会は、学長から提議を受けた候補者の人物、履歴、研究業績、健康状態等についての報告を受けた上で審議し、候補者として承認する。
 - 6 教授に相当する教員以外の教員の選考は、京都府立医科大学医学部学科准教授・講師・助教・助手選定に関する規程（平成20年京都府立医科大学規程第50号）又は京都府立

医科大学大学院研究科准教授・講師・助教・助手選定に関する規程（平成20年京都府立医科大学規程第51号）に準じて行うものとする。

- 7 前各項に定めるほか、共同研究講座に京都府立医科大学特任教授等の委嘱に関する規程（平成20年京都府立医科大学規程第71号）第2条第1項第2号又は第3号及び同条第2項第2号により称号を付与された特任教授等を置くことができる。

（共同研究講座担当教員の職務）

第9条 共同研究講座担当教員は、共同研究講座における教育研究に従事するほか、当該共同研究講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の研究、教育及び大学の承認を受けた上での診療に従事することができる。

（経費の負担）

第10条 共同研究機関が負担する経費（以下「必要経費」という。）は、共同研究遂行のために必要となる人件費、謝金、旅費、消耗品費、光熱水費、設備購入費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び本学の産学公連携の推進を図るために必要な経費（以下「産学公連携推進費」という。）とする。

- 2 産学公連携推進費は、直接経費の30%とする。

ただし、国等の公的機関との共同研究講座の場合であって、国等の予算において又は財政上の事情により産学公連携推進費が確保されないときその他学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費の30%に満たない額により定めることができる。

（施設・設備の利用）

第11条 大学は、その施設及び設備を当該共同研究における教育研究の用に供することができる。

- 2 大学は、前項の施設及び設備の利用に伴う施設及び設備の利用料及び光熱水費相当額を前条第1項の直接経費から支出することができる。

（経費の経理）

第12条 必要経費の受領及び経理等に関する事務は、本学が行うものとする。

- 2 直接経費は、当該共同研究の目的以外に使用してはならない。

（設備の帰属等）

第13条 必要経費により大学において研究の必要上取得した備品等は、大学に帰属するものとする。

- 2 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、共同研究機関の所有に係る設備を無償で受け入れることができる。

（研究場所）

第14条 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、共同研究講座担当教員に、共同研究機関の施設において研究を行わせることができる。

(他の研究機関との共同研究等)

第 15 条 本学と共同研究機関との合意に基づき、共同研究機関以外の研究機関と共同研究講座における研究に関連した共同研究を行い、又は受託研究を行うことができる。

(知的財産権の取扱い)

第 16 条 共同研究講座における共同研究の結果生じた知的財産権その他これらに準じる権利の帰属等については、第 5 条による契約及び教職員の職務発明に関する規程(平成 21 年京都府公立大学法人規程第 31 号)の定めるところによる。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規程の施行の際、現に契約を締結している共同研究講座の取扱いについては、なお従前の例による。